

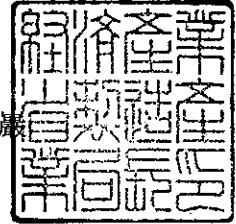
# 経済産業省

平成 13・05・10 製局第 8 号

伝統的工芸用具等の指定の申出手続・産地振興事業計画の内容等を定める件についての改正について次のように定める。

平成 13 年 10 月 11 日

経済産業省製造産業局長 岡本 廉



伝統的工芸用具等の指定の申出手続・産地振興事業計画の内容等を定める件  
についての改正について

「伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料に関する取扱いについて」（平成 13 年 10 月 1 日付け平成 13・05・10 製第 3 号）第 16 項の規定に基づき伝統的工芸用具等の指定の申出手続・産地振興事業計画の内容等を下記のとおり定め、平成 13 年 4 月 18 日から適用する。

## 記

1. 第 3 項（指定の申出）及び同通達第 6 項の 2（指定の内容の変更）に係る申出主体、申出の様式及び内容、申出の手続等については、伝統的工芸品産業振興事業実施要領（平成 13 年 8 月 7 日付け平成 13・05・09 製局第 13 号。以下「伝産要領」という。）  
I. 1.（伝統的工芸品の指定の申出等）及び I. 2.（4）（伝統的工芸品の指定の内容の変更等）を準用する。
2. 第 8 項（産地振興事業計画の認定）に係る産地振興事業計画の作成主体、計画の様式及び内容、計画の認定基準等については、伝産要領 II.（振興計画の認定等）の規定中、表示事業に関する部分を除く部分を準用する。
3. 第 9 項（産地共同振興事業計画の認定）に係る産地共同振興事業計画の作成主体、計画の様式及び内容、計画の認定基準等については、伝産要領 III.（共同振興計画の認定等）の規定を準用する。
4. 第 10 項（産地活性化事業計画の認定）に係る産地活性化事業計画の作成主体、計画の様式及び内容、計画の認定基準等については、伝産要領 IV.（活性化計画の認定等）の規定を準用する。
5. 第 10 項の 2（連携産地活性化事業計画の認定）に係る連携産地活性化事業計画の作成主体、計画の様式及び内容、計画の認定基準等については、伝産要領 V.（連携活性化計画の認定等）の規定を準用する。

- 5
6. 第11項（産地支援事業計画の認定）に係る産地支援事業計画の作成主体、計画の様式及び内容、計画の認定基準等については、伝産要領VI.（支援計画の認定等）の規定を準用する。
  7. 第14項（報告）に係る報告については、伝産要領VII.（指導・監督等）の規定を準用する。

附 則

この規程は平成13年4月18日から適用する。